

市税などの納付に関するお願い

市税などの納め忘れはありませんか？

市税などの納期限は、納税（納入）通知書や納付書に記載してありますので、納期限を確認し、納め忘れのないようにお願いします。

納期限を過ぎると督促状を発送します。それでも納付がない場合には、財産調査のうえ、差し押さえなどの滞納処分を行います。

※納付書のコンビニ取扱期限は、コンビニエンスストアで納付できる期限で、納期限ではありません。

口座振替なら納め忘れがなくて安心です

口座振替にすると・・・

- ・延滞金のリスクを減らせます！
- ・自分の自由時間を増やせます！
- ・感染症の予防にもなります！



指定された口座から自動的に引き落とされるため、納付に出向く手間もなく、納め忘れもないので安心です。

申込方法

次のいずれかで申し込みしてください。

① 申込用はがきを郵送して申し込み

納税通知書に同封の「口座振替申込用はがき」に記入して届出印を押印し、プライバシーシールを貼って郵送してください。

② 八街市役所の担当課窓口で申し込み

各担当課窓口にある申込書に記入し、届出印を押印してお申し込みください。キャッシュカードがあれば、届出印不要で登録手続きができます。（一部対応していない市税などや金融機関、キャッシュカードがあります）

③ 市内金融機関で申し込み

市内金融機関（郵便局・ゆうちょ銀行を含む）に口座振替の申込書が備え付けられています。指定する口座の預金通帳と届出印を持参し、金融機関窓口でお申し込みください。

※口座名義人がお亡くなりになられた場合や口座振替納付をやめる場合は、必ず届け出が必要です。

口座振替がご利用できる金融機関（順不同）

- 千葉銀行・京葉銀行・千葉興業銀行・千葉信用金庫・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・三井住友信託銀行・みずほ銀行・りそな銀行・埼玉りそな銀行・千葉みらい農業協同組合

銚子信用金庫・銚子商工信用組合・ゆうちょ銀行（郵便局を含む）

クレジットカード納付やペイジー（Pay-easy）納付もできます

クレジットカードによる納付とは？

市ホームページから「八街市納付サイト」にアクセスし、クレジットカード情報などの必要事項を入力することで納付手続きができます。

納付金額に応じたシステム利用料と通信料がかかります。利用されるカード会社の決済時に付与されるポイントと比べたうえで、ご利用されることをおすすめします。



ペイジー（Pay-easy）による納付とは？

ペイジーに対応しているインターネットバンキング、モバイルバンキングの契約があれば、インターネットからの手続きで納付ができます。手数料はかかりませんが、通信料が発生します。ペイジー対応のATMでは、現金またはキャッシュカードで納付できます。

※クレジットカード納付やペイジー納付の場合、領収証書は発行されません。

納税の猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、納付が困難になった場合、一定の条件を満たしている方は、申請により納税の猶予を受けられる場合があります。

詳しくは担当課へご相談ください。

市税などの問い合わせ先一覧

- 市県民税
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税

納税課

☎ 4 4 3 - 1 1 1 5

- 後期高齢者医療保険料

納国保年金課

☎ 4 4 3 - 1 1 3 9

- 介護保険料

納高齢者福祉課

☎ 4 4 3 - 1 4 9 1



記号の見方

曜日

会場

内容

対象

定員

費用

申込み

締め切り

持ち物

お問い合わせ

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の申請はお済みですか？

公的年金などを受給しているひとり親家庭の方、または新型コロナウイルスの影響で家計が急変したひとり親の方は、お子さん1人あたり5万円が受け取れます。

受給対象となる方

- ・平成15年4月2日以降に生まれ、平成15年4月2日以降に生まれたお子さんが対象です。（障害がある場合は、平成13年4月2日以降に生まれ、たお子さん）
- ・児童扶養手当の受給要件に該当しているお子さんを監護などとしており、①または②のどちらかに該当する方
- ① 公的年金などを受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当を受給していない方
- ② 平成31年（令和元年）の収入が、児童扶養手当の所得制限限度額を上回っていた

※低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分以外）を受給している方は、本給付金（ひとり親世帯分）は受給できません。どちらかの給付金の受給となります。

申請書をお子さんの受給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。

申請期限

令和4年2月28日（月）

子育て支援課

☎ 4 4 3 - 1 6 9 3

安全な道路交通にご協力ください

道路河川課

☎ 4 4 3 - 1 4 2 0

道路に張り出した枝や雑草などは、交通事故の原因になったり通行車両などに傷をつけてしまう可能性があります。また、張り出した枝などで車両などが傷ついた場合、所有者に損害賠償を求められる事例が増えています。適正な管理を行うことで、安全な道路交通の確保にご協力ください。

